資料9

令和5年度 協議会の取組の方向性について

取組の周知強化について（案）

国土交通省近畿運輸局

現状　各行政機関において転嫁円滑化施策パッケージによる取組が進められている。

問題　トラック事業については他業種に比べて価格転嫁が進んでいない。

急務　2024年問題まで残り1年を切っており、必要な原価の運賃への転嫁やサプライチェーン全体による取引環境の改善の取組を加速させる必要がある。

～これからの取組（令和5年度の協議会としての取組案）について～

各機関バラバラであった取組内容を
1本にまとめて分かりやすく

定期的に、各関係機関（※）の取組内容を集約して、荷主やトラック事業者へ周知・発信していきたい。（※）近畿運輸局・大阪労働局・近畿経済産業局・公正取引委員会

（周知・発信方法）
→行政機関（近畿経済産業局・近畿農政局）及びトラック協会が持つ周知ツール（メルマガ・FAXなど）を用いて、個々の事業者へ直接届ける。

（期待される効果）
→個々の荷主・トラック事業者に対し、「運賃交渉の必要性」への理解を促し、実際に運賃交渉を行う環境づくりの機運を醸成させる。